

## 平成30年4月1日における号給の調整に関する規則

平成30年3月27日規則第3号

(定義)

第1条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 上位資格取得等決定 一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成10年島原地域広域市町村圏組合規則第1号。以下「初任給等規則」という。）第20条第3項、第24条第2項又は第34条の規定により号給を決定されることをいう。
- (2) 個別承認決定 管理者の承認を得てその号給を決定されること又はこれに準ずるものとして管理者の定める事由をいう。

(調整対象昇給日に昇給した職員のうち調整の対象から除かれる職員)

第2条 一般職の職員の給与に関する条例（平成30年島原地域広域市町村圏組合条例第1号。次条において「改正条例」という。）附則第4項の昇給の号給数の決定の状況を考慮して規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。

- (1) 平成27年4月1日（以下「調整対象昇給日」という。）に受けていた号給と、平成27年4月1日における昇給に関する一般職の職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の特例に関する規則（平成27年島原地域広域市町村圏組合規則第4号。以下「初任給等特例規則」という。）の規定の適用がないものとした場合の調整対象昇給日に受けることとなる号給とが等しくなる職員（調整対象昇給日から平成30年4月1日（以下「調整日」という。）までの間に上位資格取得等決定をされ、個別承認決定をされた職員を除く。）
- (2) 調整対象昇給日から調整日の前日までの間（以下「特定期間」という。）に上位資格取得等決定をされた職員（上位資格取得等決定をされた日の翌日から調整日の前日までの間に個別承認決定をされた職員を除く。）のうち、管理者の定めるもの
- (3) 特定期間に個別承認決定をされた職員（個別承認決定をされた日の翌日から調整日の前日までの間に上位資格取得等決定をされた職員を除く。）のうち、管理者の定める職員
- (4) 前各号に掲げる職員に相当するものとして管理者が定めるもの（調整対象昇給日に昇給した職員との権衡上調整の対象となる職員）

第3条 改正条例附則第4項の昇給抑制職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員は、調整対象昇給日に一般職の職員の給与に関する条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第11号）第4条第2項の規定により昇給した職員以外の職員のうち、次に掲げるものとする。

- (1) 特定期間に新たに職員となった者であって、管理者の定めるもの（新たに職員とな

った日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされ、個別承認決定をされた職員を除く。)

- (2) 特定期間に上位資格取得等決定をされた職員（上位資格取得等決定をされた日の翌日から調整日までの間に個別承認決定をされた職員を除く。）のうち、管理者の定めるもの
- (3) 調整対象昇給日において初任給等規則第30条及び初任給等特例規則の規定により昇給しないこととなった職員であって、調整対象昇給日に受けていた号給と同規則の規定の適用がないものとした場合の調整対象昇給日に受けることとなる号給とが異なるもの（調整対象昇給日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされ、個別承認決定をされた職員を除く。）
- (4) 特定期間に個別承認決定をされた職員（個別承認決定をされた日の翌日から調整日までの間に上位資格取得等決定をされた職員を除く。）のうち、管理者の定める職員
- (5) 前各号に掲げるもののほか、他の職員との均衡を考慮してあらかじめ管理者の承認を得て定める職員

（この規則により難い場合の措置）

第4条 特別の事情によりこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、あらかじめ管理者の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
（初任給等特例規則の一部改正）
- 2 初任給等特例規則の一部を次のように改正する。

本則中「零」を「0」に改める。

附則第2項中「平成27年4月1日以後」を「平成30年4月1日（以下この項において「調整日」という。）以後」に改め、「となる者」の次に「（調整日において37歳に満たない職員を除く。）」を加える。